

## 石巻市非参集型入札実施要綱

令和5年3月31日

告示第137号

石巻市郵便入札実施要綱（平成20年石巻市告示第126号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、業務委託、物品購入、役務提供等（以下「市発注工事等」という。）の競争入札において、入札参加者の手続の負担軽減、入札業務の効率化及び入札に係る不正行為の防止を図るため、郵便又は窓口持参による競争入札を実施することについて、石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）及び石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「非参集型入札」とは、郵便又は窓口持参のいずれかの方法により入札書を市に提出して行う競争入札方式をいう。

（対象）

第3条 市発注工事等で競争入札を行うものについて、非参集型入札の実施については、市発注工事等の入札執行者が判断することができる。

（非参集型入札の公告及び通知）

第4条 一般競争入札を非参集型入札により行うときは、契約規則第4条に定める事項のほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- （1） 入札書の提出方法
- （2） 入札書の提出期限
- （3） 入札書の提出先
- （4） 条件に反した入札書を無効とする旨
- （5） その他必要な事項

2 指名競争入札を非参集型入札により行うときは、指名通知書に前項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（入札書等の提出方法）

第5条 入札書の提出に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒には入札書（内訳書の提出が必要な場合は、内訳書を含む。以下同じ。）を入れ封かんし、入札参加者名及び入札件名並びに開札日を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒及び公告により指定された書類を入れ封かんし、表に入札参加者名及び入札件名並びに開札日を中封筒同様に表記し、入札書及び内訳書在中の旨を朱書きするものとする。

2 入札書を郵便で提出する場合は、一般書留又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、提出期限までに提出先に到達するように郵送しなければならない。

3 入札書を窓口持参で提出する場合は、提出期限までに提出先に持参しなければならない。この場合において、提出先に投函箱が設置されているときは、投函箱に投

函することで提出したものとする。

- 4 提出期限を過ぎて到達し、又は窓口持参した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(入札書の保管等)

第6条 市長は、入札書が提出されたときは、送付用の外封筒を開封して中封筒を確認し、施錠できる保管場所を設け、入札・契約情報管理マニュアルに定められたAランク情報として、入札執行課等に厳重に管理させるものとする。

- 2 入札書が窓口持参で提出されたときは、入札書が提出された旨を、提出日当日中に電子メール等で通知するものとする。

- 3 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札調書の作成)

第7条 非参集型入札の事務に従事する者は、開札日前日までに、提出された中封筒をもとに入札調書を作成する。この場合において、いかなる理由があっても中封筒を開封してはならない。

(開札の立会)

第8条 入札参加者又はその代理人(以下「入札参加者等」という。)は、開札時に立ち会うことができる。

- 2 開札に立ち会う入札参加者等がない場合は、当該入札事務に関係のない職員1人が立ち会うこととする。

(開札)

第9条 開札は、公告で指定した開札日時及び開札場所において開札する。

- 2 市長は、非参集型入札を行った場合において、開札後、入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、石巻市制限付き一般競争入札実施要綱(平成20年石巻市告示第125号)第4条第2項第2号に規定する入札後資格審査型一般競争入札を行った場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札候補者とし、資格審査を行った上で、後日落札決定するものとする。

- 4 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2人以上あるときは、次に掲げる方法でくじにより順位を定めるものとする。

(1) 最低の価格を提示した全者が開札時に立会を行っている場合 最低の価格を提示した者にその場でくじを引かせる。

(2) 最低の価格を提示した者で開札時に立会を行っていない者がいる場合 立会を行っていない者の代理として、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- 5 開札の結果、落札者又は落札候補者が決定しなかったときは、当日中に再度入札を行うこととし、入札書は、時間を定めて電子メール、ファクシミリ又は窓口持参により提出させるものとする。

- 6 再度入札で落札者又は落札候補者が決定したときは、当該落札者又は落札候補者

は、入札書原本を、後日提出することとする。

7 第5項の場合において、定められた時間までに入札書が提出されなかったときは、当該入札を辞退したものとみなす。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 第5条第2項に規定する一般書留若しくは簡易書留郵便又は同条第3項に規定する窓口持参以外の方法で入札書を提出した入札
- (4) 公告等で示した入札書の提出期限を過ぎて提出された入札(次条の規定により、入札の延期をした場合を除く。)
- (5) 内訳書の提出を求めた場合において、所定の内訳書を提出しない者がした入札
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める入札条件に違反してなされた入札  
(入札の延期等)

第11条 市長は、非参集型入札において、事故が発生し、又は不正な行為があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。  
(石巻市建設工事等競争入札参加心得の一部改正)
- 2 石巻市建設工事等競争入札参加心得の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(石巻市制限付き一般競争入札実施要綱の一部改正)
- 3 石巻市制限付き一般競争入札実施要綱の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)